

# 保育の必要性の認定基準について

## 1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受け付けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっている。平成26年6月9日に、同法第19条第2項及び3項に規定する内閣府令（子ども・子育て支援法施行規則）が公布され、保育の必要性の認定基準が示された。

今後、子ども・子育て支援新制度においては、市町村は、国の基準及び市町村が定める基準に基づき、保育の必要性の認定（2号認定、3号認定）を行っていくこととなる。

## 2. 東久留米市において定める基準

本市においては、従来より「東久留米市保育の実施に関する条例」に保育の実施基準を定めていることから、東久留米市保育の実施に関する条例の一部改正により保育の必要性の認定基準を定めていく予定である。

## 3. 保育短時間の下限設定について

保育短時間の下限設定については、子ども・子育て支援法施行規則において「1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」と定められているところである。本市の保育に欠ける児童となる保護者要件は週月64時間以上の就労を常態としているが、都内区市のほとんどが週月48時間以上としていることに鑑み、新制度における保育短時間の下限時間は48時間に設定することとしたい。

なお、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みを算出するにあたっては、保育短時間の下限設定は48時間で行ったところである。

## 4. パブリックコメントの取り扱いについて

保育の必要性の認定基準については、子ども・子育て支援法施行規則において具体的に規定されるものであり、必ずしも市町村において条例化する必要はないと国から示されているところである。ついては、前述したとおり、東久留米市保育の実施に関する条例の一部改正により保育の必要性の認定基準は定めるものの、パブリックコメントについては実施しないこととしたい。

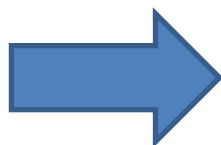
## 5. 保育の必要性の変更内容

### 現行「保育に欠ける」事由

(児童福祉法施行令27条による規定)

○保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合

- ①居宅外で労働することを常態としていること。
- ②居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ⑤長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑦市長が認める上記に類する状態にあること。



### 新制度における「保育の必要性」の事由

(子ども・子育て支援法施行規則による規定)

○保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すること。

- ①就労  
(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間除く)、居宅内の労働を含む)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護  
(長期入院等をしている親族を含む)
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(継続的な求職、起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時、すでに保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要
- ⑩その他①～⑨に類するものとして市町村が認める事由に該当する事